

浄化槽の法定検査等を 受けましょ。

浄化槽法により浄化槽設置者は、第7条検査（使用開始直後の検査）、第11条検査（使用開始後2年目から毎年の検査）を法律で義務付けられています。また、浄化槽の保守点検及び清掃も浄化槽法の定めるところにより行わなければなりません。法定検査は山梨県浄化槽協会、保守点検と清掃は設置時に委託契約をした業者が行います。

浄化槽は、微生物の働きによって汚物を処理する大変デリケートな設備です、設置すればそのままと言つわけではなく、使い方や維持管理が適切でないと、悪臭が発生したり、汚れた水が流れ出したりして隣近所に迷惑をかけたり、河川や湖沼の汚濁の原因となってしまいます。美しい水環境を守るために適切な管理を行いましょ。

浄化槽に関する問い合わせ

山梨県浄化槽協会

☎ 055-288-11132

峡南林務環境事務所

☎ 055-240-4141

役場水道環境課

☎ 64-3407(直通)

話題の映画を 文化ホールで！

今年度前期日程の作品が決定しました！



入場料所

南部町文化ホール

大人

500円

子ども(高校生以下)

200円

※親子同伴の場合は子ども2名まで無料になります。

南部町生涯学習課

☎ 64-3115(直通)

お問合せ

※やむを得ず開催日・時間を変更することがあります。

春の全国交通安全運動

平成27年5月11日(月)～5月20日(水)

**思いやりの光景が
みんなを笑顔にする**

子供と高齢者の交通事故防止

自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶

5月20日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や 「子育て世帯臨時特例給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取” にご注意ください。

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定ですが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため 「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」 「子育て世帯臨時特例給付金」に関して

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めるることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

